

なった。

4 次回理事会開催日について

次回理事会は、令和7年5月15日（金）14:45 開催予定とする。

なお、理事会に先立ち、同日 14:00 から総務委員会を開催する。

以上をもって、午後4時00分終了した。

※第4号議案から第7号議案までの添付資料

○第4号議案、別添1

「中古遊技機流通健全化に関する東北遊技機商業協同組合規約」新旧対照表

新 条 文	旧 条 文

○第5号議案、別添1

「身分証明書等取扱規約」新旧対照表

新 条 文	旧 条 文
(目的) 第1条 (省略)	(目的) 第1条 (省略)
(身分証明書の発行) 第2条 (省略)	(身分証明書の発行) 第2条 (省略)
(身分証明書 の種別) 第3条 組合の発行する身分証明書は、次のとおりとする。 (1) 身分証明書(一般用) (以下「一般身分証明書」という。) (別記様式第1号) (2) 身分証明書 (QR システム付) (以下「QR 付身分証明書」という。) (別記様式第2号) 2 一般 身分証明書は、組合の組合員等であることを証明するものである。 3 QR 付 身分証明書は、組合の組合員等で、中古流通システム利用権限を付加された者であることを証明す	(身分証明書_____) 第3条 組合の発行する身分証明書は、次のとおりとする。 (1) 身分証明書 (一般用) _____ (別記様式第1号) (2) 身分証明書 (QR システム付) _____ (別記様式第2号) 2 前項第1号の身分証明書 —(一般用)— は、組合の組合員等であることを証明するものである。 3 前項第2号の身分証明書 (QR システム付) は、組合の組合員等で、中古流通システム利用権限を付加さ

るものである。

(身分証明書の申請)

第4条 **新たに**身分証明書の発行を受けようとする組合員等は、「身分証明書申請（更新）書」（別記様式第3号）**及び「従業員名簿」（別記様式第4号）**により組合員を経由し組合に申請するものとする。

2 **QR 付**身分証明書を申請する場合には、前項のほか次の書類を添付しなければならない。

- (1) 「遊技機取扱主任者届出・誓約書」（別記様式第5号）
- (2) 一般社団法人日本遊技機関連事業協会（以下「日遊協」という。）発行の「遊技機取扱主任者証」の写し。
- (3) 法人組合員たる法人の役員並びに組合員に雇用されている従業員にあっては、組合員と期間の定めのない雇用契約をしている専従の雇用者であり、かつ、短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律第2条に該当していない者であることを証明する資料として、**QR 付身分証明書申請者本人の健康保険・厚生年金保険資格取得者確認および標準報酬決定通知書の写し（但し、決定後の標準報酬月額を黒塗りしていないものは不可とする。）**但し、社会保険強制適用事業所ではない事業所の場合には雇用保険被保

れた者であることを証明するものである。

(身分証明書の申請)

第4条 _____ 身分証明書の発行を受けようとする組合員等は、「身分証明書申請（更新）書」（別記様式第3号）**により、**_____

_____ 組合員を経 て 組合に申請するものとする。

2 ~~第3条第1項第2号の「身分証明書（QR システム付）」~~を申請する場合には、前項のほか次の書類を添付しなければならない。

(新設)

- (1) 一般社団法人日本遊技機関連事業協会（以下「日遊協」という。）発行の「遊技機取扱主任者証」の写し。
- (2) 法人組合員たる法人の役員並びに組合員に雇用されている従業員にあっては、組合員と期間の定めのない雇用契約をしている専従の雇用者であり、かつ、短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律第2条に該当していない者であることを証明する資料として、**「健康保険被保険者証（写）」又は「健康保険被保険者資格証明書（写）」（事業所名称が所属組合員であること。）を提出しなければならない。**

険者資格取得等確認通知書の写し。 (4) 本人住所確認のための有効な運転免許証の写し、もしくは、マイナンバーカードの写し、又は、個人番号が記載されていない住民票の写しのいずれか。(但し、免許証は免許証番号、マイナンバーカードは個人番号を黒塗りしていないものは不可とする。) (5) 新たに QR 付身分証明書を申請しようとする組合員は、(商業)登記簿謄本(原本。申請日以前3か月以内のもの)及び株式名簿等、直近の資本関係の分かるものの写し。 但し、既に QR 付身分証明書の交付を受けている組合員が、追加で従業員の QR 付身分証明書を申請する場合を除く。 (身分証明書の交付要件) 第5条 身分証明書の交付を受けようとする組合員等は、第4条の添付書類の内容を満たすほか、次の要件を満たしていなければならない。 (削除) (削除)	(新設) (新設) (身分証明書の交付要件) 第5条 身分証明書の交付を受けようとする組合員等は、発行する身分証明書の種類ごとに、交付——要件を満たしていなければならない。 2—第3条第1項第1号の身分証明書(一般用)の交付要件 組合に、「従業員名簿」(別記様式第4号)により届出している者であること。なお、組合員は、「従業員名簿」を毎年組合に届け出るものとする。 3—第3条第1項第2号の身分証明書(QRシステム付)の交付要件 (1) 日遊協が定める遊技機取扱主任
---	---

1 技能研修取扱規程に定める新規研修、更新研修を受講し、終了している者であること。 (削除) 2 組合員販社に、遊技場経営者等（「役員、従業員」を含む。）又はその系列者（役員兼任関係を有する者）がいないこと。 (QR 付身分証明書の毎年度確認事項) 第6条 QR 付身分証明書を交付されている組合員は、法令遵守による確実な中古遊技機の健全流通を期するため、毎年、組合の指定する期日までに次のものを組合に提出するものとする。 1 従業員名簿（別記様式第4号） 2 遊技機取扱主任者届出・誓約書（別記様式第5号） 3 QR 付身分証明書申請者本人の健康保険・厚生年金保険資格取得者	者の資格を取得している者であること。 (2) 法人組合員たる法人の役員並びに組合員に雇用されている従業員にあっては、組合員と期間の定めのない雇用契約をしている専従の雇用者であり、かつ、短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律第2条に該当していない者であること。 (3) 技能研修取扱規程に定める新規研修、更新研修を受講し、終了している者であること。 (4) 組合に、「遊技機取扱主任者届出・誓約書」（別記様式第5号）により届出している者であること。なお、組合員は、「遊技機取扱主任者届出・誓約書」を毎年組合に届け出るものとする。 (5) 組合員販社に、遊技場経営者等（「役員、従業員」を含む。）又はその系列者（役員兼任関係を有する者）がいないこと。 (新設)
--	---

確認および標準報酬決定通知書の写し（但し、決定後の標準報酬月額を黒塗りしていないものは不可とする。）但し、社会保険強制適用事業所ではない事業所の場合には雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

- 4 本人住所確認のための有効な運転免許証の写し、もしくは、マイナンバーカードの写し、又は、個人番号が記載されていない住民票の写しのいずれか。（但し、免許証は免許証番号、マイナンバーカードは個人番号を黒塗りしていないものは不可とする。）
- 5 （商業）登記簿謄本（原本。申請日以前3か月以内のもの）及び株式名簿等、直近の資本関係の分かるものの写し。

（身分証明書の有効期間）

第7条 身分証明書の有効期間は、発行日から3年間とする。

- 2 **QR付**身分証明書の有効期間は3年間であるが、日遊協発行の「遊技機取扱主任者証」の有効期間と同一とする。

（身分証明書の更新）

第8条 一般身分証明書の更新を受けようとする組合員等は、有効期間の満了する1か月前から、「身分証明書申請（更新）書」（別記様式第3号）により、組合員を経由し更新申請を行うことができる。

（身分証明書の有効期間）

第6条 身分証明書の有効期間は、発行日から3年間とする。

- 2 ~~第3条第1項第2号の~~身分証明書~~（QRシステム付）~~の有効期間は3年間であるが、日遊協発行の「遊技機取扱主任者証」の有効期間と同一とする。

（身分証明書の更新）

第7条 ~~第3条第1項第1号の~~身分証明書~~（一般用）~~の更新を受けようとする組合員等は、有効期間の満了する1か月前から、「身分証明書申請（更新）書」（別記様式第3号）により、組合員を経~~て~~更新申請を

2 **QR 付**身分証明書の身分証明書の更新を受けようとする組合員等は、日遊協の「遊技機取扱主任者に関する規程」第9条により、「遊技機取扱主任者証」が更新された後に、「身分証明書申請（更新）書」（別記様式第3号）により、組合員を経由し更新申請を行うものとする。

（身分証明書の記載事項変更届出）

第9条 身分証明書の交付を受けた組合員等は身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、当該変更の日から起算して30日以内に、「身分証明書記載事項変更届出書」（別記様式第6号）により組合員を経由し組合に届け出て、身分証明書に変更事項の記載を受けなければならない。

2 前項の記載事項変更届出において、**QR 付身分証明書**の氏名変更の場合には、「遊技機取扱主任者変更届」（別記様式第9号）もあわせて届け出なければならない。

（身分証明書の再交付）

第10条 身分証明書の交付を受けた組合員等が、身分証明書を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したときは、事由を付した「身分証明書再交付申請書」（別記様式第7号）により、組合員を経由し組合に再交付の申請をしなければならない。

2 組合は、前項の申請事由が事実と相違ないと思料するときは、身分証明書を再交付するものとする。

行うことができる。

2 ~~第3条第1項第2号~~の身分証明書~~（QRシステム付）~~の身分証明書の更新を受けようとする組合員等は、日遊協の「遊技機取扱主任者に関する規程」第9条により、「遊技機取扱主任者証」が更新された後に、「身分証明書申請（更新）書」（別記様式第3号）により、組合員を経由し更新申請を行うものとする。

（身分証明書の記載事項変更届出）

~~第8条~~ 身分証明書の交付を受けた組合員等は、~~第3条に規定する~~身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、当該変更の日から起算して30日以内に、「身分証明書記載事項変更届出書」（別記様式第6号）により組合員を経由し組合に届け出て、身分証明書に変更事項の記載を受けなければならない。

2 前項の記載事項変更届出において、 氏名変更の場合には、「遊技機取扱主任者変更届」（別記様式第9号）もあわせて届け出なければならない。

（身分証明書の再交付）

~~第9条~~ 身分証明書の交付を受けた組合員等が、身分証明書を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したときは、事由を付した「身分証明書再交付申請書」（別記様式第7号）により、組合員を経由し組合に再交付の申請をしなければならない。

2 組合は、前項の申請事由が事実と相違ないと思料するときは、身分証

(身分証明書の禁止行為及び効力の停止)

第 11 条 身分証明書の交付を受けた組合員等は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 身分証明書を偽造すること。
 - (2) 身分証明書を他人に貸与又は譲渡すること。
 - (3) 身分証明書を不正に使用すること。
- 2 組合は、前項各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、理事会の議決により、組合員等の身分証明書の効力を停止することができる。
- 3 組合は、第 1 号各号に掲げる事実が判明したときは、組合の規約に基づき、組合員等を処分することができる。

(身分証明書の返納)

第 12 条 身分証明書の交付を受けた組合員等は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、「身分証明書返納届」(別記様式第 8 号)により、組合員を経て、身分証明書を組合に返納しなければならない。

- (1) 組合員が組合員としての資格を失ったとき
- (2) 組合員等が、組合員の役員、従業員でなくなったとき
- (3) 身分証明書の交付要件の欠格事由に該当することになったとき
- (4) 前条第 1 項各号に掲げる事実が判明し、身分証明書の効力が停止されたとき。

明書を再交付するものとする。

(身分証明書の禁止行為及び効力の停止)

第 10 条 身分証明書の交付を受けた組合員等は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 身分証明書を偽造すること。
 - (2) 身分証明書を他人に貸与又は譲渡すること。
 - (3) 身分証明書を不正に使用すること。
- 2 組合は、前項各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、理事長の議決により、組合員等の身分証明書の効力を停止することができる。
- 3 組合は、第 1 号各号に掲げる事実が判明したときは、組合の規約に基づき、組合員等を処分することができる。

(身分証明書の返納)

第 11 条 身分証明書の交付を受けた組合員等は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、「身分証明書返納届」(別記様式第 8 号)により、組合員を経て、身分証明書を組合に返納しなければならない。

- (1) 組合員が組合員としての資格を失ったとき
- (2) 組合員等が、組合員の役員、従業員でなくなったとき
- (3) 身分証明書の交付要件の欠格事由に該当することになったとき
- (4) 前条第 1 項各号に掲げる事実が判明し、身分証明書の効力が

2 前項の身分証明書を返納する場合は、「遊技機取扱主任者変更届」(別記様式第9号)により、組合員を経由しあわせて、遊技機取扱主任者の変更も届け出なければならない。 (補則) 第13条 この規約に定めるもののほか、この規約を実施するため必要な事項は、理事会で定める。 附 則 1 から4まで (省略) 5 この規約は、令和3年5月27日から施行する。 6 この規約は、令和6年5月24日から施行する。 7 この規約は、令和8年5月29日から施行する。 但し、第4条第2項第3号及び第4号の規定は、令和8年4月1日に遡り適用する。	停止されたとき。 2 前項の身分証明書を返納する場合は、「遊技機取扱主任者変更届」(別記様式第9号)により、組合員を経てあわせて、遊技機取扱主任者の変更も届け出なければならない。 (補則) 第12条 この規約に定めるもののほか、この規約を実施するため必要な事項は、理事会で定める。 附 則 1 から4まで (省略) 5 この規約は、令和3年5月27日から施行する。 6 この規約は、令和6年5月24日から施行する。 _____ _____ _____ _____
--	--

別記様式第1号

身分証明書（一般用）

(表)

No.	身 分 証 明 書
	(氏 名)
	(事業所名)
写 真	(所 在 地)
	(電 話)
有効期限	年 月 日
東北遊技機商業協同組合	

(裏)

- この証明書を他人に貸与又は譲渡することはできません。
- この証明書を紛失した時は、直ちに発行者へ届け出なければなりません。
- この証明書は、新たな交付を受けたとき、退職等で資格を失った場合は速やかに発行者へ返却してください。
- 有効期間を経過したときは速やかに発行者へ返却してください。
- この証明書に記載された事項が変更になった場合は速やかに変更の申請を行ってください。

全国遊技機商業協同組合連合会
東北遊技機商業協同組合
〒980-0022 宮城県仙台市青葉区五橋1-4-30
五橋ビル3F 302号室
TEL : 022-713-6781
URL : <http://tohokuyusho.com/>

別記様式第1号（第3条関係）

身分証明書（一般用）

(表)

No.	身 分 証 明 書
	(氏 名)
	(事業所名)
写 真	(所 在 地)
	(電 話)
有効期限	年 月 日
東北遊技機商業協同組合	

(裏)

- この証明書を他人に貸与又は譲渡することはできません。
- この証明書を紛失した時は、直ちに発行者へ届け出なければなりません。
- この証明書は、新たな交付を受けたとき、退職等で資格を失った場合は速やかに発行者へ返却してください。
- 有効期間を経過したときは速やかに発行者へ返却してください。
- この証明書に記載された事項が変更になった場合は速やかに変更の申請を行ってください。

全国遊技機商業協同組合連合会
東北遊技機商業協同組合
〒980-0022 宮城県仙台市青葉区五橋1-4-30
五橋ビル3F 302号室
TEL : 022-713-6781
URL : <http://tohokuyusho.com/>

別記様式第2号

身分証明書（QRシステム用）

(表)

No.	身 分 証 明 書
	(氏 名)
	(事業所名)
写 真	(所 在 地)
	(電 話)
有効期限	年 月 日
東北遊技機商業協同組合	

(裏)

主任者番号	
- この証明書を他人に貸与又は譲渡することはできません。 - この証明書を紛失した時は、直ちに発行者へ届け出なければなりません。 - この証明書は、新たな交付を受けたとき、退職等で資格を失った場合は速やかに発行者へ返却してください。 - 有効期間を経過したときは速やかに発行者へ返却してください。 - この証明書に記載された事項が変更になった場合は速やかに変更の申請を行ってください。	QRコード
全国遊技機商業協同組合連合会 東北遊技機商業協同組合 〒980-0022 宮城県仙台市青葉区五橋1-4-30 五橋ビル3F 302号室 TEL : 022-713-6781 URL : http://tohokuyusho.com/	

別記様式第2号（第3条関係）

身分証明書（QRシステム用）

(表)

No.	身 分 証 明 書
	(氏 名)
	(事業所名)
写 真	(所 在 地)
	(電 話)
有効期限	年 月 日
東北遊技機商業協同組合	

(裏)

主任者番号	
- この証明書を他人に貸与又は譲渡することはできません。 - この証明書を紛失した時は、直ちに発行者へ届け出なければなりません。 - この証明書は、新たな交付を受けたとき、退職等で資格を失った場合は速やかに発行者へ返却してください。 - 有効期間を経過したときは速やかに発行者へ返却してください。 - この証明書に記載された事項が変更になった場合は速やかに変更の申請を行ってください。	QRコード
全国遊技機商業協同組合連合会 東北遊技機商業協同組合 〒980-0022 宮城県仙台市青葉区五橋1-4-30 五橋ビル3F 302号室 TEL : 022-713-6781 URL : http://tohokuyusho.com/	

別記様式第3号

年 月 日

東北遊技機商業協同組合
理事長

殿

商 社 名
代表者名

印

身分証明書申請（更新）書

身分証明書等取扱規約の規定に基づき、下記の者の身分証明書を申請（更新）いたします。

種 別	身分証明書（一般用） ・ 身分証明書（QR システム付）	
商 社 名		
所 在 地	〒	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
住 所 (ふりがな) 氏 名 (生年月日)	〒	
	(年 月 日生)	
遊技機取扱 主任者証	番 号	第 号
	有 効 期 間	年 月 日まで
備 考		

※身分証明書用の本人の「証明写真」を添付してください。

※「QR付身分証明書」申請時の添付書類

①「遊技機取扱主任者届出・誓約書」(別記様式第5号)

②「遊技機取扱主任者証」の写し

③健康保険・厚生年金保険資格取得者確認及び標準報酬決定通知書の写し（標準報酬月額を提出しなは不可）。但し、前記適用事業所ではない場合は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

④有効な運転免許証の写し(免許証番号照映りなしは不可)等

別記様式第4号

年 月 日

東北遊技機商業協同組合
理事長

殿

商 社 名
代表者名

印

従業員名簿届出書

身分証明書等取扱規約第4条(第6条)の規定に基づき当社の従業員については、下記のとおり届出いたします。

記

【従業員名簿】

番号	役 職	区 分	主任者番号	氏 名
1	代表取締役	取扱主任者・一般		
2		取扱主任者・一般		
3		取扱主任者・一般		
4		取扱主任者・一般		
5		取扱主任者・一般		
6		取扱主任者・一般		
7		取扱主任者・一般		
8		取扱主任者・一般		
9		取扱主任者・一般		
10		取扱主任者・一般		
11		取扱主任者・一般		
12		取扱主任者・一般		
13		取扱主任者・一般		
14		取扱主任者・一般		
15		取扱主任者・一般		
16		取扱主任者・一般		
17		取扱主任者・一般		

別記様式第3号-(第4条関係)-

年 月 日

東北遊技機商業協同組合
理事長

殿

商 社 名
代表者名

印

身分証明書申請（更新）書

身分証明書_規約の規定に基づき、下記の者の身分証明書を申請（更新）いたします。

記

商 社 名		
所 在 地	〒	
	電 話 番 号	
住 所 (ふりがな) 氏 名 (生年月日)	〒	
	(年 月 日生)	
遊技機取扱 主任者証	番 号	第 号
	有 効 期 間	年 月 日まで
備 考		

※身分証明書用の本人の「証明写真」を添付してください。

※「身分証明書(QRシステム付)」を申請する場合に次の書類を添付してください。

①「遊技機取扱主任者証」の写し

②組合員に雇用されている従業員については、専任の雇用者であることを証明する資料として、「健康保険証」の写し(事業所名称が南証組合員である「被保険者証」の写し)

③初めて申請する方は、「遊技機取扱主任者届出・誓約書」(別記様式第5号)

別記様式第4号-(第5条関係)-

年 月 日

東北遊技機商業協同組合
理事長

殿

商 社 名
代表者名

印

従業員名簿届出書

身分証明書_規約第5条第3項の規定に基づき、当社の従業員については、下記のとおりでありますから届出いたします。

記

【従業員名簿】

番号	役 職	区 分	主任者番号	氏 名
1	代表取締役	取扱主任者・一般		
2		取扱主任者・一般		
3		取扱主任者・一般		
4		取扱主任者・一般		
5		取扱主任者・一般		
6		取扱主任者・一般		
7		取扱主任者・一般		
8		取扱主任者・一般		
9		取扱主任者・一般		
10		取扱主任者・一般		
11		取扱主任者・一般		
12		取扱主任者・一般		
13		取扱主任者・一般		
14		取扱主任者・一般		
15		取扱主任者・一般		
16		取扱主任者・一般		
17		取扱主任者・一般		

別記様式第5号

年 月 日

東北遊技機商業協同組合
理事長

殿

登録販売者

登録番号

所在地

代表者名

遊技機取扱主任者届出・誓約書

当社の社員のうち、遊技機の点検確認、確認証紙の貼付等、中古機流通事業に従事する「遊技機取扱主任者」を、規約第4条（第6条）の規定に基づき、一般社団法人日本遊技機関連事業協会発行の「遊技機取扱主任者証」の写しを添付し、下記の通り届出いたします。

なお、当社には、遊技場経営者等（役員、従業員）を含む。）又はその系列者（役員兼任関係を有する者）はありません。

本届出に虚偽がないことを誓い、これに伴って問題が生じた場合は、組合規約によるいかなる処分を受けても異議のないことを誓約いたします。

記

取扱主任者番号	ふりがな氏名	有効期間	取扱主任者番号	ふりがな氏名	有効期間
		/ /			/ /
		/ /			/ /
		/ /			/ /
		/ /			/ /
		/ /			/ /
		/ /			/ /

※社員とは、組合員と期間の定めのない雇用契約をしている専従の雇用者であり、かつ、短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律第2条に該当していない者であること。

※有効期限「年」は、西暦下二桁を記入すること。

別記様式第6号

年 月 日

東北遊技機商業協同組合
理事長

殿

商社名

代表者名

身分証明書記載事項変更届出書

身分証明書等取扱規約第9条の規定に基づき、下記の者の身分証明書の記載事項の変更を届出いたします。

	変 更 前	変 更 後
商 社 名		
所 在 地	〒	〒
	電話番号	電話番号
	FAX番号	FAX番号
住 所	〒	〒
（ふりがな）氏名		
遊技機取扱主任者証	番号	番号
	有効期限（西暦）	有効期限（西暦）
備 考		

別記様式第5号（第6条関係）

年 月 日

東北遊技機商業協同組合
理事長

殿

登録販売者

登録番号

所在地

代表者名

遊技機取扱主任者届出・誓約書

当社の社員のうち、遊技機の点検確認、確認証紙の貼付等、中古機流通事業に従事する「遊技機取扱主任者」を、規約第5条第3項第4号の規定に基づき、一般社団法人日本遊技機関連事業協会発行の「遊技機取扱主任者証」の写しを添付し、下記の通り届出いたします。

なお、当社には、遊技場経営者等（役員、従業員）を含む。）又はその系列者（役員兼任関係を有する者）はありません。

本届出に虚偽がないことを誓い、これに伴って問題が生じた場合は、組合規約によるいかなる処分を受けても異議のないことを誓約いたします。

記

取扱主任者番号	ふりがな氏名	有効期間	取扱主任者番号	ふりがな氏名	有効期間
		/ /			/ /
		/ /			/ /
		/ /			/ /
		/ /			/ /
		/ /			/ /
		/ /			/ /

※社員とは、組合員と期間の定めのない雇用契約をしている専従の雇用者であり、かつ、短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律第2条に該当していない者であること。

※登録販売者の写し（事業所名称が所属組合員である「登録販売者証」の写し）を添付すること。

※有効期限「年」は、西暦下二桁を記入すること。

別記様式第6号（第8条関係）

年 月 日

東北遊技機商業協同組合
理事長

殿

商社名

代表者名

身分証明書記載事項変更届出書

身分証明書等取扱規約第8条の規定に基づき、下記の者の身分証明書の記載事項の変更を届出いたします。

	変 更 前	変 更 後
商 社 名		
所 在 地	〒	〒
	電話番号	電話番号
	FAX番号	FAX番号
住 所	〒	〒
（ふりがな）氏名		
遊技機取扱主任者証	番号	番号
	有効期限（西暦）	有効期限（西暦）
備 考		

別記様式第7号

年 月 日

東北遊技機商業協同組合

理事長

殿

商社名

代表者名

印

身分証明書再交付申請書

身分証明書等取扱規約第10条の規定に基づき、下記の者の身分証明書の再交付を申請します。

記

商社名			
所在地	〒		
	電話番号		
	FAX番号		
住所 (ふりがな) 氏名 (生年月日)	〒 (年 月 日生)		
	番 号	第 号	
遊技機取扱 主任者証	有効期限	西暦 年 月 日まで	
	再交付申請理由		

別記様式第8号

年 月 日

東北遊技機商業協同組合

理事長

殿

商社名

代表者名

印

身分証明書返納届出書

身分証明書等取扱規約第12条の規定に基づき、下記の者の身分証明書を添えて、返納の届出をいたします。

記

(ふりがな) 氏名 (生年月日)	身分証明書(○で囲む)	返納理由
	(身分証明書NO)	
(年 月 日生)	身分証明書(一般用)	
	身分証明書(QRシステム付)	
(年 月 日生)	NO	
	身分証明書(一般用)	
(年 月 日生)	身分証明書(QRシステム付)	
	NO	
(年 月 日生)	身分証明書(一般用)	
	身分証明書(QRシステム付)	
(年 月 日生)	NO	
	身分証明書(一般用)	
(年 月 日生)	身分証明書(QRシステム付)	
	NO	
(年 月 日生)	身分証明書(一般用)	
	身分証明書(QRシステム付)	
(年 月 日生)	NO	
	身分証明書(一般用)	
(年 月 日生)	身分証明書(QRシステム付)	
	NO	

別記様式第7号-(第9条関係)

年 月 日

東北遊技機商業協同組合

理事長

殿

商社名

代表者名

印

身分証明書再交付申請書

身分証明書_規約第9条の規定に基づき、下記の者の身分証明書の再交付を申請します。

記

商社名			
所在地	〒		
	電話番号		
	FAX番号		
住所 (ふりがな) 氏名 (生年月日)	〒 (年 月 日生)		
	番 号	第 号	
遊技機取扱 主任者証	有効期限	西暦 年 月 日まで	
	再交付申請理由		

別記様式第8号-(第11条関係)

年 月 日

東北遊技機商業協同組合

理事長

殿

商社名

代表者名

印

身分証明書返納届出書

身分証明書_規約第11条の規定に基づき、下記の者の身分証明書を添えて、返納の届出をいたします。

記

(ふりがな) 氏名 (生年月日)	身分証明書(○で囲む)	返納理由
	(身分証明書NO)	
(年 月 日生)	身分証明書(一般用)	
	身分証明書(QRシステム付)	
(年 月 日生)	NO	
	身分証明書(一般用)	
(年 月 日生)	身分証明書(QRシステム付)	
	NO	
(年 月 日生)	身分証明書(一般用)	
	身分証明書(QRシステム付)	
(年 月 日生)	NO	
	身分証明書(一般用)	
(年 月 日生)	身分証明書(QRシステム付)	
	NO	
(年 月 日生)	身分証明書(一般用)	
	身分証明書(QRシステム付)	
(年 月 日生)	NO	
	身分証明書(一般用)	
(年 月 日生)	身分証明書(QRシステム付)	
	NO	

別記様式第9号 年 月 日 東北遊技機商業協同組合 理事長 殿 登録販売者 登録番号 所在地 代表者名 印 遊技機取扱主任者変更届 組合に届け出ている中古機流通に従事する遊技機取扱主任者に変更がありましたので、下記の通り届け出いたします。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>取扱主任者番号</th> <th>ふりがな 氏 名</th> <th>変 更 区 分 (○で囲む)</th> <th>変 更 理 由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>—</td><td></td><td>氏名変更・登録削除</td><td></td></tr> <tr><td>—</td><td></td><td>氏名変更・登録削除</td><td></td></tr> <tr><td>—</td><td></td><td>氏名変更・登録削除</td><td></td></tr> <tr><td>—</td><td></td><td>氏名変更・登録削除</td><td></td></tr> <tr><td>—</td><td></td><td>氏名変更・登録削除</td><td></td></tr> <tr><td>—</td><td></td><td>氏名変更・登録削除</td><td></td></tr> </tbody> </table> ※氏名変更の場合は、日本遊技機関連事業協会発行の「遊技機取扱主任者証」の写しを添付のこと。	取扱主任者番号	ふりがな 氏 名	変 更 区 分 (○で囲む)	変 更 理 由	—		氏名変更・登録削除		—		氏名変更・登録削除		—		氏名変更・登録削除		—		氏名変更・登録削除		—		氏名変更・登録削除		—		氏名変更・登録削除		別記様式第9号(第11条関係) 年 月 日 東北遊技機商業協同組合 理事長 殿 登録販売者 登録番号 所在地 代表者名 印 遊技機取扱主任者変更届 組合に届け出ている中古機流通に従事する遊技機取扱主任者に変更がありましたので、下記の通り届け出いたします。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>取扱主任者番号</th> <th>ふりがな 氏 名</th> <th>変 更 区 分 (○で囲む)</th> <th>変 更 理 由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>—</td><td></td><td>氏名変更・登録削除</td><td></td></tr> <tr><td>—</td><td></td><td>氏名変更・登録削除</td><td></td></tr> <tr><td>—</td><td></td><td>氏名変更・登録削除</td><td></td></tr> <tr><td>—</td><td></td><td>氏名変更・登録削除</td><td></td></tr> <tr><td>—</td><td></td><td>氏名変更・登録削除</td><td></td></tr> <tr><td>—</td><td></td><td>氏名変更・登録削除</td><td></td></tr> </tbody> </table> ※氏名変更の場合は、日本遊技機関連事業協会発行の「遊技機取扱主任者証」の写しを添付のこと。	取扱主任者番号	ふりがな 氏 名	変 更 区 分 (○で囲む)	変 更 理 由	—		氏名変更・登録削除		—		氏名変更・登録削除		—		氏名変更・登録削除		—		氏名変更・登録削除		—		氏名変更・登録削除		—		氏名変更・登録削除	
取扱主任者番号	ふりがな 氏 名	変 更 区 分 (○で囲む)	変 更 理 由																																																						
—		氏名変更・登録削除																																																							
—		氏名変更・登録削除																																																							
—		氏名変更・登録削除																																																							
—		氏名変更・登録削除																																																							
—		氏名変更・登録削除																																																							
—		氏名変更・登録削除																																																							
取扱主任者番号	ふりがな 氏 名	変 更 区 分 (○で囲む)	変 更 理 由																																																						
—		氏名変更・登録削除																																																							
—		氏名変更・登録削除																																																							
—		氏名変更・登録削除																																																							
—		氏名変更・登録削除																																																							
—		氏名変更・登録削除																																																							
—		氏名変更・登録削除																																																							

○第6号議案、別添1

「中古遊技機の移動設置及び認定に伴う申請書類等取扱規程」新旧対照表

新 条 文	旧 条 文
(目的) 第1条 この規程は、東北遊技機商業協同組合（以下「組合」という。）の組合員が、「中古遊技機流通健全化要綱」（以下要綱という。）、「中古遊技機取扱実施要領」（以下「要領」という。）及び「遊技機の認定申請に関わる業務の実施要領」（以下「認定要領」という。）並びに「中古遊技機流通健全化に関する東北遊技機商業協同組合規約」（以下「組合規約」という。）に基づいて、中古遊技機の移動設置及び認定に伴う	(目的) 第1条 この規程は、東北遊技機商業協同組合（以下「組合」という。）の組合員が、「中古遊技機流通健全化要綱」（以下要綱という。）、「中古遊技機取扱実施要領」（以下「要領」という。）及び「遊技機の認定申請に関わる業務の実施要領」（以下「認定要領」という。）並びに「中古遊技機流通健全化に関する東北遊技機商業協同組合規約」（以下「組合規約」という。）に基づいて、中古遊技機の移動設置及び認定に伴う

電子管理された書類（以下「電子書類」という。）申請を行うに際しての取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。 （用語の定義） 第2条 ～省略～ (1) 検定機の書類申請 検定期間中の中古遊技機の移動設置に伴う電子書類の申請をいう。 (2) 認定機の書類申請 検定期間後も引き続き中古遊技機を使用したい場合の電子書類の申請をいう。 (3) ～省略～ (4) 認定証紙申請 認定機の書類申請前に証紙発給依頼の申請をいう。 (5) 再発行申請 発行した電子書類の有効期間を延長するための申請をいう。 (6) キャンセル申請 発行した電子書類で中古遊技機の移動を行わなかった場合の申請をいう。 (7) 取り下げ申請 申請中の電子書類を取り下げる場合の申請をいう。 第3条 ～省略～ （検定機の申請書類） 第4条 検定期間中の中古遊技機の移動設置に伴う申請書類は、要	打刻申請（以下「申請書類」という。）打刻申請を行うに際しての打刻申請書類等の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。 （用語の定義） 第2条 ～省略～ (1) 検定機の打刻申請 検定期間中の中古遊技機の移動設置に伴う打刻書類の申請をいう。 (2) 認定機の打刻申請 検定期間後も引き続き中古遊技機を使用したい場合の打刻書類の申請をいう。 (3) ～省略～ (4) 認定証紙申請 認定機の打刻申請前に証紙発給依頼の申請をいう。 (5) 再打刻申請 打刻した電子申請書類の有効期間を延長するための申請をいう。 (6) キャンセル申請 打刻した書類で中古遊技機の移動を行わなかった場合の申請をいう。 (7) 取り下げ申請 申請中の書類を取り下げる場合の申請をいう。 第3条 ～省略～ （検定機の打刻申請書類） 第4条 検定期間中の中古遊技機の移動設置に伴う打刻申請書類は、
--	--

綱、要領等に規定する様式の、次の書類とする。 (1) 遊技機の移動に伴う機歴連絡及び書類発行等依頼書 (2) 書類申請書 (3) 撤去遊技機明細書 (4) 中古遊技機確認書 (5) 電子書類発行分の表紙 (6) 設置元の検定通知書 (7) 設置元の保証書又は前回発行(打刻)した保証書の写し (8) 設置元の製造番号表又は前回発行(打刻)の写し (9) 売買確認書(設置元と設置先が法人名・代表者とも異なる場合)又は移動同意書(設置元と設置先が異法人・同一名義の場合)、ただし、同一名義で同一法人の場合は、どちらも不要である。 (10) 設置先の検定通知書・保証書・製造番号表 2 前項に規定する申請書類の様式及び記載例については、別紙1「検定機の申請書類」のとおりとする。 (認定証紙申請・交付) 第5条 認定に当たっては、認定機の書類申請の前に「認定申請遊技機点検確認依頼書」により組合に申請し、「確認証紙」(「認定申請用」)の発給交付を受けなければならない。 (認定機の申請書類)	要綱、要領等に規定する様式の、次の書類とする。 (1) 遊技機の移動に伴う機歴連絡及び書類発給等依頼書 (2) 打刻申請書 (3) 撤去遊技機明細書 (4) 中古遊技機確認書 (新設) _____ (5) 設置元の検定通知書 (6) 設置元の保証書又は前回打刻した保証書の写し (7) 設置元の製造番号表又は前回打刻の写し (8) 売買確認書(設置元と設置先が法人名・代表者とも異なる場合)又は移動同意書(設置元と設置先が異法人・同一名義の場合)、ただし、同一名義で同一法人の場合は、どちらも不要である。 (9) 設置先の検定通知書・保証書・製造番号表(原本1部、写し2部) 2 前項に規定する打刻申請書類の様式及び記載例については、別紙1「検定機の打刻申請書類」のとおりにする。 (認定証紙申請・交付) 第5条 認定に当たっては、認定機の打刻申請の前に「認定申請遊技機点検確認依頼書」により組合に申請し、「確認証紙」(「認定申請用」)の発給交付を受けなければならない。 (認定機の打刻申請書類)
--	---

第6条 認定機の申請書類は、要綱、認定要領等に規定する様式の、次の書類とする。

- (1) 遊技機の移動に伴う機歴連絡及び書類**発行**等依頼書
- (2) **書類**申請書
- (3) 認定申請遊技機点検確認依頼書（証紙受理時に添付されていた交付番号のあるもの）
- (4) 認定申請ぱちんこ遊技機等点検確認済書
- (5) 前回ホールに設置した際の検定通知書・保証書・製造番号表
- (6) 今回**発行**する検定通知書・保証書・製造番号表

2 前項に規定する申請書類の様式及び記載例については、別紙2「認定機の申請書類」のとおりとする。

(**電子**書類の交付)

第7条 組合は、組合員から申請提出された申請書類（検定・認定）を審査し、不備が認められない場合には受付から5日目（土日、祝祭日を除く）の**午前9時00分**以降から、**電子**書類を**発行**交付する。

(再**発行**申請)

第8条 **発行**書類の有効期限が切れた場合に、点検確認日より60日以内で、開店日と取扱主任者以外の変更が無いものに限り、「再**発行**申請」

第6条 認定機の**打刻**申請書類は、要綱、認定要領等に規定する様式の、次の書類とする。

- (1) 認定申請遊技機点検確認依頼書（証紙受理時に添付されていた交付番号のあるもの）
- (2) 遊技機の移動に伴う機歴連絡及び書類**発給**等依頼書
- (3) **打刻**申請書
- (4) 前回ホールに設置した際の検定通知書・保証書・製造番号表
- (5) 認定申請ぱちんこ遊技機等点検確認済書
- (6) 今回**打刻**する検定通知書・保証書・製造番号表~~（原本1部・写し2部）~~

2 前項に規定する**打刻**申請書類の様式及び記載例については、別紙2「認定機の打刻申請書類」のとおりとする。

(**打刻**書類の交付)

第7条 組合は、組合員から申請提出された申請書類（検定・認定）を審査し、不備が認められない場合には受付から5日目（土日、祝祭日を除く）の**午後1時30分**以降から、**打刻**書類を**発給**交付する。

(再**打刻**申請)

第8条 **打刻**書類の有効期限が切れた場合に、点検確認日より60日以内で、開店日と取扱主任者以外の変更が無いものに限り、「再**打刻**

により書類の有効期限を延ばすことができる。 2 検定機の再発行申請書類は、次の書類とする。 (1) 遊技機の移動に伴う機歴連絡及び書類発行等依頼書 (2) 再発行申請書 (3) 書類申請書 (4) 読み込みした確認証紙 (5) 前回申請時の設置元資料一式 (6) 前回打刻した書類3部（保証書の日付が令和8年3月31日までの場合に限る。所轄警察提出済みの場合はホール控えのみ1部） 3 認定の再発行申請書類は、次の書類とする。 (1) 遊技機の移動に伴う機歴連絡及び書類発行等依頼書 (2) 再発行申請書 (3) 書類申請書 (4) 認定申請 ぱちんこ遊技機等点検確認済書 (5) 前回申請時の設置元資料一式	申請」により書類の有効期限を延ばすことができる。 2 検定機の再打刻申請書類は、次の書類とする。 (新設) _____ (1) 確認証紙 (2) 再打刻申請書 (新設) _____ (3) 前回打刻した書類3部（所轄警察提出済みの場合はホール控えのみ1部） (4) 今回打刻する書類3部（原本1部、写し2部） 3 認定の再打刻申請書類は、次の書類とする。 (新設) _____ (1) 再打刻申請書 (2) 前回打刻した書類3部（所轄警察提出済みの場合はホール控えのみ1部） (新設) _____ (3) 今回打刻する書類3部（原本1部、写し2部） (新設) _____ (新設) _____
--	--

(6) 前回打刻した書類3部（保証書の日付が令和8年3月31日までの場合に限る。所轄警察提出済みの場合はホール控えのみ1部）

4 第2項及び第3項に規定する再発行申請書の様式は、別紙3「再発行申請書」のとおりとする。

(キャンセル申請)

第9条 電子（打刻）書類の交付を受けた組合員は、開店中止や内容変更等により、電子（打刻）書類を使用しなくなった場合には、必ず「キャンセル申請」をしなければならない。

(1)~(3) ~略~

(4) 打刻した書類 3 部（保証書の
日付が令和 8 年 3 月 31 日までの場
合に限る。以下省略）

第10条　～省略～

(後日書類の提出)

第 11 条 組合員は、電子書類に基づく中古遊技機の移動設置の納品確認後、14 日以内に「中古ぱちんこ遊技機等点検確認受渡書」、「保管・納品確認書」（以下「後日書類」という。）及び剥離した「セキュリティシール」を組合に提出しなければならない。

2 組合は、再三の提出期限までに後日書類を提出しない組合員に対しては、組合規約で規定する確認証紙の交付及び電子書類の発行を受け

4 第2項及び第3項に規定する再
打刻申請書の様式は、別紙3「再
打刻申請書」のとおりとする。

(キャンセル申請)

第9条 打刻書類の交付を受けた組合員は、開店中止や内容変更等により、打刻書類を使用しなくなった場合には、必ず「キャンセル申請」をしなければならない。

(1)~(3) ~略~

(4) 打刻した書類 3 部 (_____
_____ 以下省略)

第10条　～省略～

(後日書類の提出)

第 11 条 組合員は、**打刻**書類に基づく中古遊技機の移動設置の納品確認後、14 日以内に「中古ぱちんこ遊技機等点検確認受渡書」、「保管・納品確認書」（以下「後日書類」という。）及び剥離した「セキュリティシール」を組合に提出しなければならない。

2 組合は、再三の提出期限までに後日書類を提出しない組合員に対しては、組合規約で規定する確認証紙の交付及び~~枉剽~~書類の~~発給~~を受け

る権利を停止することができる。

(電子書類の早期発行申請・制限)

第12条 組合員は、やむを得ない理由がある場合は、第7条に規定する電子書類の発行する期間（受付から発行まで5日間）を「早めての発行」を申請することができる。ただし、組合は、やむを得ないと認めるときは、電子書類を早期に発行するが、早期発行した組合員には、6か月の期間を基準として、次の制限を科すことができる。

(1) 早期発行第1回目～「始末書」提出、「嚴重注意」処分

(2) 早期発行第2回目～
「1週間の電子書類発給停止」
のための申請受付拒否

(3) 早期発行第3回目～
「2週間の電子書類発給停止」
のための申請受付拒否

2 権利の制限については、前条に定める電子書類発給制限事案の終了後、6か月同種事案の発生がなければ、元の権利に戻り解除されるものとする。

附 則

1 この規程は、平成27年11月18日から施行する。

2 この規程は、令和6年1月19日から施行する。

3 この規程は、令和8年4月24日から施行する。

る権利を停止することができる。

(打刻書類の早期発給申請・制限)

第12条 組合員は、やむを得ない理由がある場合は、第7条に規定する打刻書類の発給する期間（受付から発給まで5日間）を「早めての発給」を申請することができる。ただし、組合は、やむを得ないと認めるときは、打刻書類を早期に発給するが、早期発給した組合員には、6か月の期間を基準として、次の制限を科すことができる。

(1) 早期発給第1回目～「始末書」提出、「嚴重注意」処分

(2) 早期発給第2回目～「1週間の打刻書類発給停止」のための申請受付拒否

(3) 早期発給第3回目～「2週間の打刻書類発給停止」のための申請受付拒否

2 権利の制限については、前条に定める打刻書類発給制限事案の終了後、6か月同種事案の発生がなければ、元の権利に戻り解除されるものとする。

附 則

1 この規程は、平成27年11月18日から施行する。

2 この規程は、令和6年1月19日から施行する。

但し、「電子書類」にかかる事項については、令和8年4月1日に遡り適用する。

○第7号議案、別添1

新「新規組合加入及び加入後の各種手続要領」・旧「新規組合加入手続要領」新旧対照表

新 条 文	旧 条 文
第1 新規加入要領 1 加入の流れ（新規組合加入規約第8条から第10条等要約） 本組合に加入を希望する商社等（以下「加入希望者」という。）は、加入申込期間（6月から8月まで）中に、理事長に対し組合加入の意思表示と加入後の所属希望部会を伝える。 理事長は組合事務局に当該加入希望者に対する加入手続の説明を指示する。 加入希望者は、加入手続の説明に基づき、必要書類を組合事務局に提出する。 理事長は、加入申込期間後の直近の定例理事会に当該加入希望者を報告し、理事会において予備審査を行うとともに、各部会に加入後の所属部会等の意見の取りまとめを通知し理事長への書面報告を求める。 総務委員会委員長（理事長）は、必要書類が具備された段階で『総務委員会』を招集し、事前審査として当該関係者（加入希望者・推薦保証人5名）を招致し、面接等による精査を行い、意見を取りまとめる。 以上の手続が終了した後、最終的に直近の理事会へ加入案を上程し、総務委員会の意見聴取と、各部会からの意見報告も参考に本審査を行い、組合加入の許否	8 加入申込書の書き方 本組合に加入しようとする商社等は、組合事務局へ加入の意思表示をし、組合においては一通り説明をして希望部会及び必要書類を準備させ、必要書類を具備した段階で『総務委員会』を招集し、委員会の席上に当該関係者（加入申込者・推薦保証人4名）を招致し面接等による精査を行い、概ねの部会を判断し、関係申請書類を3部会長へ送付し部会審議を委ね、当該部会長は、最終的に直近の理事会へ上程し、理事会において加入承認と所属部会の決定を行う。 なお、組合員の活動は、定款により「東北6県」が活動の区域となっており、営業活動の拠点となる事業所もこれに準じる。 また、組合及び組合員相互の連絡を行うため、事務所には電話及びFAX等の通信機器が必要となる。

を決定する。 組合員の資格取得は、加入金・出資金・保証金・賦課金が組合に振り込まれた翌日からとなる。 2 加入時の必要書類等（新規組合加入規約第7条） 加入時の必要書類は、新規組合加入規約第7条に定めるものとする。 更に、組合員の資格は定款第8条により組合の地区内に（東北6県内）に事業所が所在する必要があるため、新規加入規約第2条による適用除外の場合を除き、法人登記簿謄本（全部事項証明書）には、当該所在が記載されていなければならない。 また、組合及び組合員相互の連絡を行うため、事務所には電話及びFAX等の通信機器が必要となる。 （削除） 第2 加入後の各種手続 1 各種届出事項 組合加入後、社名・事業所・代表者名・役員等、法人登記簿謄本の記載事項に変更が生じる場合は、あらかじめ事務局を経由し、事前に理事長に相談の上、次の各項により、必要書類を添えて速やかに届け出ること。 特に、社名・事業所・代表者名・役員の変更は、単なる変更ではなく、新規加入規約の組合員資格の譲渡に該当する場合がありますことから十分留意すること。 なお、新台部会の組合員については、本項の必要書類として登記簿謄本（写	9 加入時の必要書類（新規組合加入規約参照のこと。） 6 加入金・出資金・保証金（新規組合加入規約参照のこと。） 第2 加入後の各種手続 1 各種変更届 組合加入後、社名・事業所・代表者名等_____に変更が生じた場合は、あらかじめ事務局を通し、事前に組合__に相談の上、別記様式により、必要書類を添えて速やかに組合理事長宛に届け出ること。
--	---

し)等の添付を求めない場合がある。

(1) 社名変更の場合

法人登記簿謄本(履歴事項全部事項証明書)(写し)及び株式名簿等、直近の資本関係の分かるものの写しを添付の上、社名変更届(別記様式1)を提出すること。

(2) 代表者変更の場合

ア 代表者変更の要件

(7) 新台部会の組合員を除く代表者変更は、当該会社の取締役として3年以上の者とし、新台部会の組合員は、当該会社の従業員としておおむね5年以上勤務する者とする。

(イ) 企業合併、買収等、転売目的とする代表者変更の場合、新規組合加入規約により当該組合員は脱退となる。

イ 提出書類

代表者変更届(別記様式2)に次のものを添付し提出すること。

(7) 機械部会の組合員

- ・ 変更後の代表者の履歴書(新規組合加入規約、別記様式第3号、写真貼付のもの)
- ・ 変更後の代表者の住民票(写し、提出日から3か月以内のもの)
- ・ 古物許可証の写し
- ・ 法人登記簿謄本(履歴事項全部事項証明書)(写し)及び株式名簿等、直近の資本関係の分かるものの写し
- ・ 誓約書(新規組合加入規約、別記様式第6号)
- ・ 遊技機取扱主任者証(写し)
- ・ 従業員名簿(遊技機販売に従事

(1) 社名変更届(別記様式1)

登記簿謄本 _____ (写し可)を添付の上、届出すること。

(2) 代表者変更届(別記様式2)

登記簿謄本 _____ (写し可)を添付の上、届出すること。

ただし、

a 代表者変更は、 _____ 当該会社の取締役として3年以上、 _____ または当該会社の従業員として5年以上勤務する者。

b 代表者変更は、 _____ 転売目的ではないこと。

を要件とし、総務委員会からの具申により、理事会で決議する。

する者を含む**全員分**）（身分証明書等取扱規約、別記様式第4号）

(イ) **商社部会の組合員**

- ・ **変更後の**代表者の履歴書（新規組合加入規約、別記様式第3号、写真貼付のもの）
- ・ **変更後の**代表者の住民票（**写し**、提出日から3か月以内のもの）
- ・ 古物許可証の写し
- ・ 法人登記簿謄本（履歴事項全部事項証明書）（**写し**）**及び株式名簿等、直近の資本関係の分かるものの写し**
- ・ 誓約書（新規組合加入規約、別記様式第6号）

(ウ) **新台部会の組合員**

- ・ **変更後の**代表者の履歴書（新規組合加入規約、別記様式第3号、写真貼付のもの）
- ・ 辞令又は辞令に準ずるもの（遊技機取扱主任者証の写し等）

③ 役員変更の場合

ア 届出の要件

新台部会の組合員を除き、役員に変更があった場合は、速やかに組合に届け出ること。

ただし、代表者変更に係る場合を除く。

イ 提出書類

役員変更届（別記様式3）に次のものを添付し提出すること。

- ・ **法人登記簿謄本（履歴事項全部事項証明書）（写し）及び株式名簿等、直近の資本関係の分かるものの写し**
- ・ **従業員名簿（遊技機販売に従事**

(3) **事業所変更届（別記様式3）**

登記簿謄本

（**写し可**）を添付の上、**届出**すること。

する者を含む全員分) (身分証明書等取扱規約、別記様式第4号)

(4) 事業所所在地等変更の場合

事業所所在地のみの変更の場合は、法人登記簿謄本（履歴事項全部事項証明書）（写し）を添付の上、事業所所在地等変更届（別記様式3）を提出すること。

所在地以外の電話等変更の場合は、適宜の疎明資料を添付の上、提出すること。

(削除)

(5) 組合を脱退する場合

組合を脱退する場合、法定脱退の場合は、速やかに脱退届（新規組合加入規約別記様式第8号）を提出すること。

また、自由脱退の場合は、当該年度末に脱退となるので、その日から90日前までに脱退予告書（新規組合加入規約別記様式第9号）を提出すること。

2 組合員に関わる主要業務（中古遊技機流通に関するもの）

(1) 中古遊技機の取扱に関する業務

(2) 共同購買事業

ア 中古遊技機型式保全用ビニール袋・セキュリティシール共同購買事業

イ 確認証紙(中古・認定)の発給

(3) 身分証名証の発給(身分証明書等取扱規約参照のこと。)

3 廃棄台処理関係

廃棄台の処理にあたっては、不法投棄の絶無等環境保全に配慮した適正な処理に努めること。

(4) 記載事項変更届（別記様式4）

各必要書類添付の上、届出すること。

(5) 脱退届（別記様式5）脱退予告届（別記様式6）

組合を脱退する場合は、脱退する90日前までに脱退予告届を理事長宛に提出すること。

2 主要業務

(1) 中古遊技機の取扱に関する業務

(2) 共同購買事業

① 中古遊技機型式保全用ビニール袋・セキュリティシール共同購買事業

② 確認証紙(中古・認定)の発給

(3) 身分証名証の発給（身分証明書等取扱規約参照のこと。）

3 廃棄台処理関係

遊技機廃棄台処理関係業務資料については、別添資料のとおり。

廃棄台の処理にあたっては、不法投棄等環境保全に配慮した適正な処理に努

なお、年一回、廃棄台処理状況を照会するので、中古遊技機流通に従事する組合員については、正確な回答に努めること。

4 (一社) 日本遊技機関連事業協会（日遊協）関係

組合員が対応する事項としては、次のものがある。

(1) 「遊技機販売業社登録」

「遊技機販売業社登録に関する規程」に基づき日遊協で実施している。
詳細は、同規程参照のこと。

(2) 「遊技機取扱主任者」更新・新規試験受験者の受講

「遊技機販売業社登録に関する規程」に基づき日遊協で実施している。
詳細は、同規程参照のこと。

(3) 「遊技機販売業社登録」、「遊技機取扱主任者」の変更届

ア 記載事項変更届出書

遊技機販売業社登録に変更があった場合、日遊協に届け出ること。

イ 遊技機取扱主任者証記載事項変更届出書

遊技機取扱主任者証に変更があった場合、日遊協に届け出ること。

5 賦課金（組合費）等

(1) 賦課金（組合費）及び部会等

ア 賦課金（組合費）は、現在、月額15,000円である。

金額は総会議決事項であるが、年度末に次年度の賦課金（組合費）総会上程議案の案を通知するので、総会議決前は、当該通知に基づき、総会後は総

めること。

4 (一社) 日本遊技機関連事業協会（日遊協）関係

遊技機販売業社登録並びに遊技機取扱主任者の新規試験及び更新受講の申込み等の取次を行っている。

(1) 「遊技機販売業社登録」

「遊技機販売業社登録に関する規程」に基づき日遊協で実施している。
詳細は、同規程参照のこと。

(2) 「遊技機取扱主任者」更新・新規試験受験者の受講

「遊技機販売業社登録に関する規程」に基づき日遊協で実施している。
詳細は、同規程参照のこと。

(3) 「遊技機販売業社登録」、「遊技機取扱主任者」の変更届

① 記載事項変更届出書

遊技機販売業社登録に変更があった場合、日遊協に届け出ること。

② 遊技機取扱主任者証記載事項変更届出書

遊技機取扱主任者証に変更があった場合、日遊協に届け出ること。

5 組合費等

(1) 組合費及び部会等

① 組合費は、一ヶ月額15,000円
毎月の月末までに、組合口座へ振込納入すること。

会議決に基づき、毎月の月末までに、組合口座へ振込納入すること。

なお、月ごと、数か月ごと、あるいは年度分一括など、納入方法は各組合員において判断して構わない。

イ 部会費は、部会ごとに徴収・管理しているので、加入の際、部会長に確認すること。

6 組合の「賦課金（組合費）・書類代金」等振込先口座

○ PayPay銀行 ビジネス営業部支店（店番号005）

- ・種別 普通預金
- ・口座番号 1648498
- ・口座名義 東北遊技機商業協同組合
代表理事 高橋 一則

附 則

この要領は、令和8年5月29日から施行する。

② 部会費は、各部会ごとに徴収・管理しているので、加入の際、部会長に確認すること。

6 組合の口座「組合賦課金（組合費）・書類代金等」

振込先

○取扱銀行 ㈱七十七銀行仙台東口支店

- ・種別 普通預金
- ・口座番号 5217890
- ・口座名義 東北遊技機商業協同組合
- ・理事長 高橋 一則宛

附 則

省略

この要領の一部変更により、この要領は、平成30年2月14日から施行する

別記様式1

年 月 日

東北遊技機商業協同組合

理事長

殿

所 在 地
商 社 名
代 表 者 氏 名

印

社 名 変 更 届

みだしのことについて、下記のとおり社名を変更しましたので、
登記簿謄本及び様式名無等、直近の税本関係の分かるものの写し等
を添えて届出します。

記

1. 変 更 年 月 日 年 月 日

2. 社 名 新社名

旧社名

(注) 新台部会員で登記簿謄本の提出ができない場合は、他の疎明資料を添付のこと。

別記様式1

年 月 日

東北遊技機商業協同組合

理事長 高 橋 一 則 様

所 在 地
商 社 名
代 表 者 氏 名

印

社 名 変 更 届

みだしのことについて、下記のとおり社名を変更しましたので、
登記簿謄本を添えて届出します。

記

1. 変 更 年 月 日 年 月 日

2. 社 名 新社名

旧社名

(注) 1. 登記簿謄本（複写可）は法人の場合のみ必要です。
2. 登記簿謄本 が ない場合は、他の疎明資料を添付のこと。

別記様式2

年 月 日

東北遊技機商業協同組合

理事長 高 橋 一 則 様

所 在 地
商 社 名
代 表 者 氏 名

印

代 表 者 変 更 届

みだしのことについて、下記のとおり代表者を変更しましたので、
登記簿謄本を添えて届出します。

記

1. 変 更 年 月 日 年 月 日

2. 代 表 者 名 新代表者氏名

旧代表者氏名

(注) 提出すべき必要書類（裏面参照）

別記様式 2

年 月 日

東北遊技機商業協同組合

理事長

殿

所 在 地
商 社 名
代 表 者 氏 名

印

代 表 者 変 更 届

みだしのことについて、下記のとおり代表者を変更しましたので、
登記簿謄本並びに様式名称等、直近の資本関係の分かるものの写し等
を添えて届出します。

記

1. 変 更 年 月 日 年 月 日

2 代 表 者 名 新代表者氏名

旧代表者氏名

(裏面削除)

(提出すべき必要書類)

代表者変更にあたっては、次の書類の各 1 通を組合事務局へ提出するものとする。

- 1 代表取締役等の代表者変更
 - (1) 代表者変更届(組合ホームページ掲載：別記様式 2)
 - (2) 代表者の履歴書(写真貼付)
(新規組合加入規約：別記様式第 3 号)
 - (3) 代表者の住民票
 - (4) 古物商許可書の写し
 - (5) 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
 - (6) 誓約書(新規組合加入規約：別記様式第 6 号)
 - (7) 遊技機取扱主任者証の写し
 - (8) 従業員名簿(遊技機販売に従事する者を含む)の一覧表
(身分証明書規約：別記様式第 4 号)
- 2 上記 1 以外(支店長等)の代表者変更
 - (1) 代表者変更届(組合ホームページ掲載：別記様式 2)
 - (2) 代表者の履歴書(写真貼付)
(新規組合加入規約：別記様式第 3 号)
 - (1) 辞令又は辞令に準ずるもの(遊技機取扱主任者証の写し等)

別記様式3

年 月 日

東北遊技機商業協同組合

理事長 殿

所 在 地

商 社 名

代 表 者 氏 名

役員変更届

みだしのことについて、下記のとおり資料を提出（名称・業種・住所）
しましたので、登記簿原本及び様式を添付し、直近の資本関係の分かるものの
写し、変更届名称を添えて届出します。

記

1. 変更年月日 年 月 日

2. 変 更 容 業種変更機・店名

変更事項

別記様式4

年 月 日

東北遊技機商業協同組合

理事長 殿

所 在 地

商 社 名

代 表 者 氏 名

印

事業所所在地等変更届

みだしのことについて、下記のとおり事業所所在地等を変更しましたの
で、（登記簿原本を添えて）届出します。

記

1 変 更 年 月 日 年 月 日

2 新事業所所在地 _____
（旧事業所所在地 _____）

3 新電話・FAX 新電話番号 _____
新FAX番号 _____
（旧電話番号 _____）
（旧FAX番号 _____）

（注）1. 登記簿原本（複写可）は所在地変更の場合必要となる。簿本複製の
変更を行う場合は、様式を添付し、直近の資本関係の分かるものの写し
を添付すること。

2. 新台部会員で登記簿原本の提出ができない場合は、他の疎明資料を
添付のこと。

3. 変更のない項目は、——線で削除表示すること。

別記様式3

年 月 日

東北遊技機商業協同組合

理事長 高 橋 一 則 様

所 在 地

商 社 名

代 表 者 氏 名

印

事業所 _____ 変更届

みだしのことについて、下記のとおり事業所 _____ を変更しましたの
で、 _____ 登記簿原本を添えて _____ 届出します。

記

1 変 更 年 月 日 平成 年 月 日

2 事 業 所 名

新事業所所在地 _____

電話 _____

FAX _____

（注）1. 登記簿原本（複写可）は法人の場合のみ必要です。

2. 登記簿原本がない場合は、他の疎明資料を添付のこと。

(削除)

別記様式 4

年 月 日

東北遊技機商業協同組合

理事長 高 橋 一 則 様

所 在 地
商 社 名
代 表 者 氏 名

印

記 載 事 項 変 更 届

みだしのことについて、記載事項の変更をお届けいたします。

変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 理 由		

上記の件は、承諾いたします。

年 月 日

(新) 部 会 名
部会長名

(旧) 部 会 名
部会長名

(削除) ※新規加入規約様式第 8 号準用
(規約議決後添付予定)

別記様式 5

年 月 日

東北遊技機商業協同組合

理事長 殿

所 在 地
商 社 名
代 表 者 氏 名

印

脱 退 届

このたび _____ により、中小企業等協同組合法
第 19 条の規定に基づき、東北遊技機商業協同組合を法定脱退しますの
で、お届けいたします。

私の持分は定款第 14 条の規定により算出してくださいよう申し添え
ます。

(注) 1. 空欄には、「転居」「事業廃止」「死亡」「解散」等の理由を記載する
こと。
2. 「組合員の証」「規約集」等は返納すること。

(削除) ※新規加入規約様式第 8 号準用
(規約議決後添付予定)

別記様式 6

年 月 日

東北遊技機商業協同組合

理事長

殿

所 在 地
商 社 名
代 表 者 氏 名

印

脱 退 予 告 書

このたび下記理由により、東北遊技機商業協同組合を脱退する事
としましたので、定款第 12 条第 2 項の規定により脱退予告書を提出
いたします。おって、私の持分は定款第 14 条の規定により算定のうえ
払戻下さるよう申し添えます。

記

〔脱退の理由〕

